

【会則】

(総 則)

第1条 本会は京都甲南会と称する。

第2条 本会は甲南大学同窓会の支部として、本部ならびに母校との連絡を密にするとともに会員相互の親和を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は甲南大学卒業生であって次の何れかに該当し本会の趣旨に賛同する者を以って会員とする。

1. 京都府または滋賀県下に在住し若しくは勤務する者
2. 京都府又は滋賀県出身者
3. 幹事会の承認を得た者

第4条 本会は幹事会の議を得て客員の中から顧問を委嘱することができる。

第5条 本会は甲南大学教職員のうち大会に功労ある人を推して客員とする。

第6条 新入会員は氏名・現住所・職業を明記して本会に通知し、各事項に異動が生じた時はその旨を直ちに本会に通知することを要す。

(組 織)

第7条 本会は本部を会長宅におく。

第8条 本会の役員を次の通りにする。

1. 会 長 1名 幹事で互選する。
2. 副会長 3名 幹事で互選する。
3. 庶 務 2名 幹事で互選する。
4. 会 計 1名 幹事で互選する。
5. 幹 事 各卒業年度毎に若干名選出する。
6. 会計監査 2名 会員中より会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は4年とする。

第10条 1. 幹事会は会長がこれを召集する。

2. 幹事会の運営は別に定める。

(総 会)

第11条 定期総会は毎年1回これを開く。

第12条 会員20名以上が議案を示し要求を行った時、または幹事会の要請があれば臨時総会を開くことを要する。

第13条 1. 総会は会長がこれを召集する。総会の召集は少なくとも10日以前にその会議に附すべ事項・日時・場所を記載した郵書をもってする。

2. 総会の議事は出席会員の過半数をもって可否を決し、可否同数の時は議長が決する。

3. 出席不能の場合は書面をもって評決に参加する事が出来る。

(会 計)

第14条 本会の経費は入会金・会費・寄付金および雑収入をもって支弁する。

第15条 入会金は200円とする。

第16条 会費は年額300円とし、毎年5月末までに納入しなければならない。

第17条 1. 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2. 会計報告は定時総会において行いその承認を得るものとする。

3. 会計監査は年1回これを行う。

(雑 則)

第18条 本会会則は総出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

第19条 本会会則は昭和41年4月1日よりこれを実施する。